

情報通信審議会 情報通信技術分科会
IP ネットワーク設備委員会
技術検討作業班（第 25 回）
議事要旨

- 1 日時
平成 24 年 6 月 19 日（火）16 時 30 分～18 時 10 分
- 2 場所
総務省 第 3 特別会議室（11 階）
- 3 出席者（敬称略）
 - （1）作業班構成員
森川 博之（主任）、平 和昌（主任代理）、古谷 之綱、橋本 幸雄、富樫 浩行、山口 五十三、柿坂 寛明、矢橋 康雄、中西 康、室井 保彦、木村 孝、北川 和雄、千葉 貢、生宗 正幸（代理）、佐藤 隆明、松石 順應、木原 賢一、田中 誠司（代理）、佐田 昌博、河村 政志、安藤 高任（代理）、千村 保文、佐藤 和紀、森川 誠一
 - （2）事務局（総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課）
野崎 課長、山路 企画官、篠澤 課長補佐、小林 設備係長
- 4 議事
 - （1）報告骨子（案）について
 - （2）IP 移動電話端末の試験方法（案）について
 - （3）その他
- 5 要旨
はじめに、千葉構成員の所属が東日本電信電話（株）から日本電信電話（株）に変更となった旨、森川主任から報告された。また、前回議事要旨（案）について各構成員の了承が得られた。
技術検討作業班第 25 回会合の議事要旨は以下のとおり。
 - （1）事務局より、技術検討作業班の報告骨子（案）のうち、IP 移動電話端末の定義と具備すべき機能について説明された。
また、前回会合において、確認した上で別途回答することとなっていた IP 移動電話端末における自動再発信機能の国際標準の状況等について、回線交換方式についての規定はあるが、パケット交換方式については規定がなく、必要かどうか議論があったところだが、NTT 各社、NTT ドコモ、KDDI 及び JATE で協議した結果、音声通話サービスを提供するに当たっては必要な機能であると結論づけられ、今後は各事業者で連携し、国際標準化に向けて働きかける旨、松石構成員から回答された。
報告骨子（案）の IP 移動電話端末に係る質疑応答は次のとおり。

○：報告骨子（案）の書き方についてだが、枠で囲まれた部分は何を表すのか説明が必要ではないか。枠内の文が作業班の具体的結論となるものであれば、本文中にとりどころ統一されていない箇所があるので、整理すべき。

○：枠で囲まれた部分が最終的に技術基準に含まれるイメージなのか。

○：これまでの報告書にならい作成したもので、枠内の文面が省令等に反映されるイメージとなっている。そのうち、IP 移動電話端末についての一般的な規定部分が省令に反映され、LTE 方式という個別な事項について詳細に記載されたところが、告示に反映されるイメージとなっている。注釈等の書き方等についてはご指摘を踏まえて修正する。

○：エディトリアルなことだが、報告骨子（案）の中で、図表やデータなど整合が取れてないように見える箇所が散見される。補足して説明すべきところを確認してもらいたい。

(2) 引き続き事務局より、報告骨子（案）のソフトフォン認証等の在り方について説明された。

質疑応答は次のとおり。

○：結論についてだが、中期的な認証の在り方で、いずれ B 案又は C 案に基づく法整備を検討することが適当としているが、本作業班では B 案とするのか C 案とするのかという結論を出さないということか。また、いずれもう一度このような場を設けて議論した上で結論づけるということか。

○：今回の作業班の議論では B 案と C 案でどちらが良いという結論には至らなかったもの。ただし、これまでの議論により B 案と C 案の中身は固まっているため、そのまま省令とすべく審議することも可能であるが、改めてこういった作業班で議論するのか、それとも電気通信事業法改正という大きな取組とするのか、そのときの状況により判断することになる。

○：短期と中期でこのように結論づけるのであれば、中期的な認証は B 案と C 案のどちらにするのか、また、いつやるのか、どのようなトリガーをもって検討が始まるのか、明確に書くべきではないか。このままでは結論を出さないように見える。

○：その時々市場動向等によってニーズも異なり、トリガーが掛かる時期も変わっていくので、このままでよいのではないか。

○：ソフトフォンが広く普及したときのことを考えると、ソフトウェアの改ざん等、消費者への影響も十分考慮していく必要がある。このため、制度整備に当たっては技術の観点のほかにも消費者保護の観点が必要と考えている。したがって、短期的には現在実施されている電気通信事業者による A 案の取組とし、制度整備にどれだけの担保が必要となるのか見定めつつ、別の観点も含めて B 案と C 案のどちらにするか考える必要がある。こういうことから、現時点において B 案と C 案のどちらがよいとは明確にしていないもの。

○：ソフトウェア単独のものを電気通信事業法でうまく取り扱えないことが B 案と C 案の絞り込みに踏み込めない原因だと感じる。現行の電気通信事業法では

ソフトウェアを端末として取り扱えない、制度上担保が困難であるということもこの報告骨子（案）における重要な結論の一つではないか。

- ：報告骨子（案）の記載ぶりについて、ソフトフォンが具備すべき機能における表では、IP 移動電話端末でふくそう通知機能は適用となっているが、IP 移動電話端末（VoLTE）では非適用となっている。混乱を避けるため、原則的にふくそう通知機能は適用するが、VoLTE については非適用という旨を注書きするなど、記載ぶりを考慮すべきと感じる。

（３）IP 移動電話端末の試験方法（案）について橋本構成員より説明された。
質疑応答は次のとおり。

- ：3GPP では、RAN5 で端末の試験仕様を決めており、GCF でどれを使用するか規定されていると思うが、ここで示されている試験方法（案）は GCF のスペックについて考慮されているものなのか。GCF で規定がまだないものであれば、VoLTE の自動再発信機能に係る規定のように国際的なアクションが必要となることも考えられる。
- ：自動再発信機能については、松石構成員が回答したとおり 3GPP でも規定がないため、試験方法についても規定がない。その他の事項については、まだ確認できていない。
- ：オペレータとしては GCF と合わせた方がよいのか。また、海外ベンダに要求することを考えた場合、GCF に規定がないと要求しづらいのではないか。
- ：確認しないと何ともいえないが、3GPP で規定されたものを日本で使うということが最善だろう。
- ：VoLTE の試験方法について、3GPP の GCF を含めた方がよいのか。
- ：日本が独自に決めたのではなく、3GPP の GCF など、国際標準をベースとして試験方法を作成したのだということが分かることで十分。

- ：試験方法（案）を見ると接続試験はあるが、通話を確認する試験がないように見える。これは従来どおりのもので、この試験を行うことにより通話機能を確認できるものなのか。
- ：項目として通話の確認はないが、呼の設定の試験で通信ができることを確認することにより、通話の確認としているもの。

（４）事務局から、今後の日程について以下のとおり報告された。

- ・第 26 回会合：6 月 29 日（金）17 時 30 分開始予定 ※報告書案の議論。
- ・報告骨子（案）への追加意見等：6 月 22 日（金）まで

以上